

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業 立地補助金（製造業等立地支援事業） 概要説明資料 （九次公募）

平成31年2月

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

※ 本公募は、平成31年度の予算の成立が前提となります。

# 1. 本補助金の概要

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. お問い合わせ先

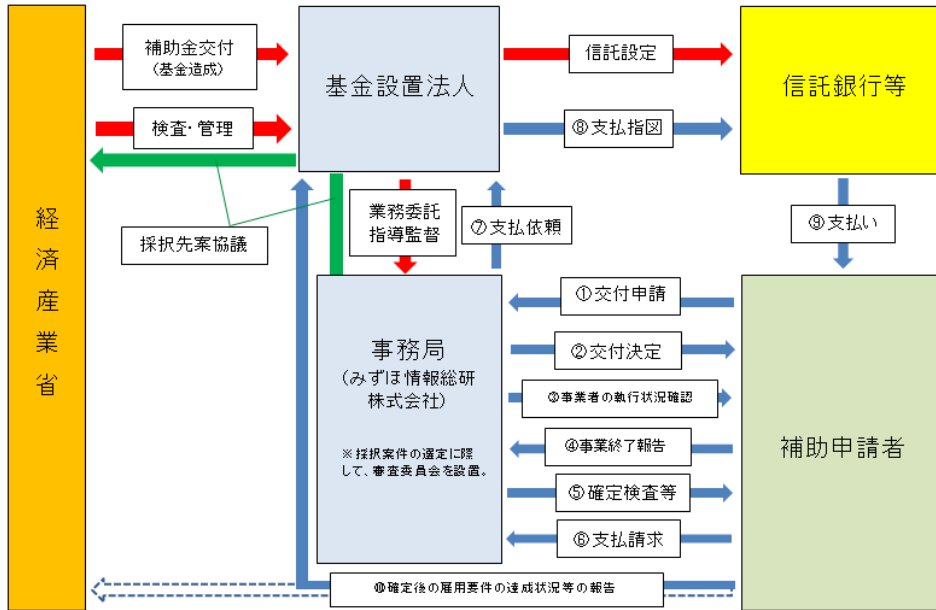
## 事業の目的

東日本大震災により被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等※を除く。）を対象に**工場等の新增設**を行う企業を支援し、**雇用の創出**を通じて地域経済の活性化を図ります。

※「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。

## 本補助金の執行スキーム

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の執行スキーム



## 予算

- 1, 100億円(平成25年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 300億円(平成25年度 東日本大震災復興特会 補正予算)
  - 300億円(平成26年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 300億円(平成27年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
- 計2,000億円

## これまでの公募期間の実績

- ・第1次公募  
平成25年5月27日（月）から平成25年7月31日（水）
- ・第2次公募  
平成25年12月20日（金）から平成26年2月24日（月）
- ・第3次公募  
平成26年5月16日（金）から平成26年7月14日（月）
- ・第4次公募  
平成26年12月24日（水）から平成27年2月25日（水）
- ・第5次公募  
平成27年8月3日（月）から平成27年9月30日（水）
- ・第6次公募  
平成28年5月9日（月）から平成28年7月29日（金）
- ・第7次公募  
平成29年2月15日（水）から平成29年5月15日（月）
- ・第8次公募  
平成30年2月23日（金）から平成30年8月24日（金）

## 2. 補助対象要件（対象者・施設等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

### 補助対象者

対象地域（後述）内において、下記の対象施設を**新增設**しようとする民間事業者

※復旧事業は本補助金の対象外です。

### 補助対象施設

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の補助対象地域に立地する次に掲げる施設等であること。

#### 1. 工場

製造業の用に供される施設

#### 2. 物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

#### 3. 試験研究施設

製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設

#### 4. コールセンター、データセンターの用に供される施設

コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設

#### 5. 東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進

計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認め  
る施設であって、基金設置法人が認める施設

### 補助対象経費

補助金交付上限額は原則として30億円とする。

経費区分	要件	組み合わせ例			
		土地 建物 設備	土地 建物	建物 設備	建物 のみ
・土地取得費	推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)	○	○		
・土地造成費		○	○		
・建物取得費	必須(建屋の取得を伴わない案件は補助対象外)	○	○	○	○
・設備費	設備のみ取得の案件は補助対象外	○		○	

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

### 投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、平成25年1月29日（平成25年度予算案閣議決定日）より前に对外発表した事業でないこと。

### 不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められます。

# 2. 補助対象要件 (地域・補助率等)

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

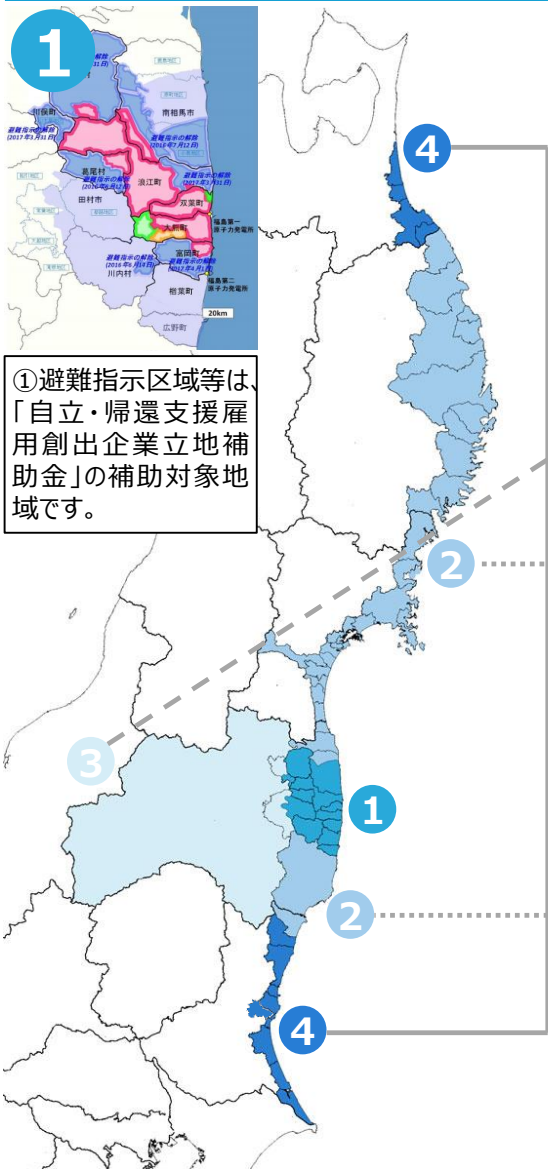
3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

## 補助対象地域



## 補助対象市町村

- 2 津波で甚大な被害を受けた市町村(避難指示区域等を除く)**  
 岩手県 (洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)  
 宮城県 (気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区、太白区に限る)、名取市、岩沼市、亘理町、山元町)  
 福島県 (新地町、相馬市、南相馬市(①の地域を除く)、いわき市)  
 茨城県 (北茨城市)

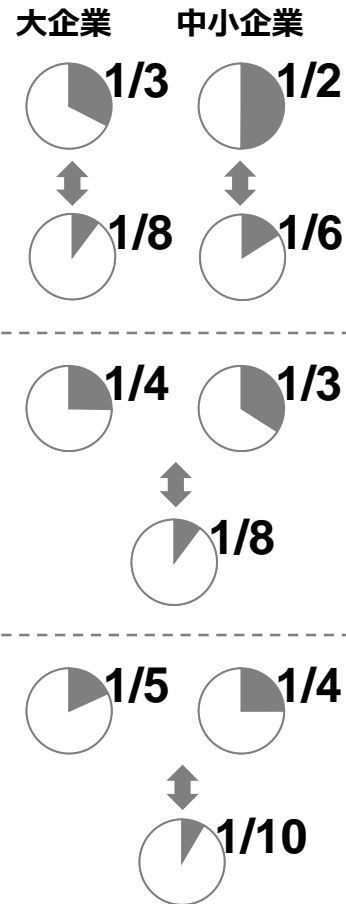
---

- 3 福島県全域 (①及び②の地域を除く)**

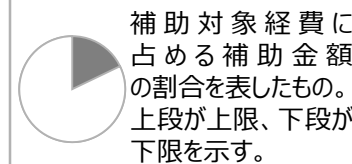
---

- 4 津波浸水被害のある特定被災区域の市町村**  
 青森県 (三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町)  
 茨城県 (高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、水戸市、大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市)

## 補助率の例



※ 個別の投資案件の補助率は、外部審査委員会の評価結果によって決定されず、審査結果によっては下限の補助率になることをご留意の上、事業規模等を十分に検討した事業計画を立ててください。



## 2. 補助対象要件（雇用等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

### 交付要件

右表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。

### 新規地元雇用者

補助事業者が、新規立地する工場等で勤務することを前提として、補助金の**交付決定日以降**に採用した**正社員**のうち、補助事業完了時において、**当該工場等が所在する県内に住所を有し**、勤務するものをいう。

なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、県外から当該工場が所在する県内に住所を移転した正社員としての転入雇用者を含むものとする。

例：

○**交付決定日以降に採用**

交付決定日



○**交付決定日以前に採用**



○**県外から転入**



### 投下固定資産額に対する交付要件

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。

※事前着手承認されても、採用は交付決定日以降しか認められません。

## 2. 補助対象要件（まとめ）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

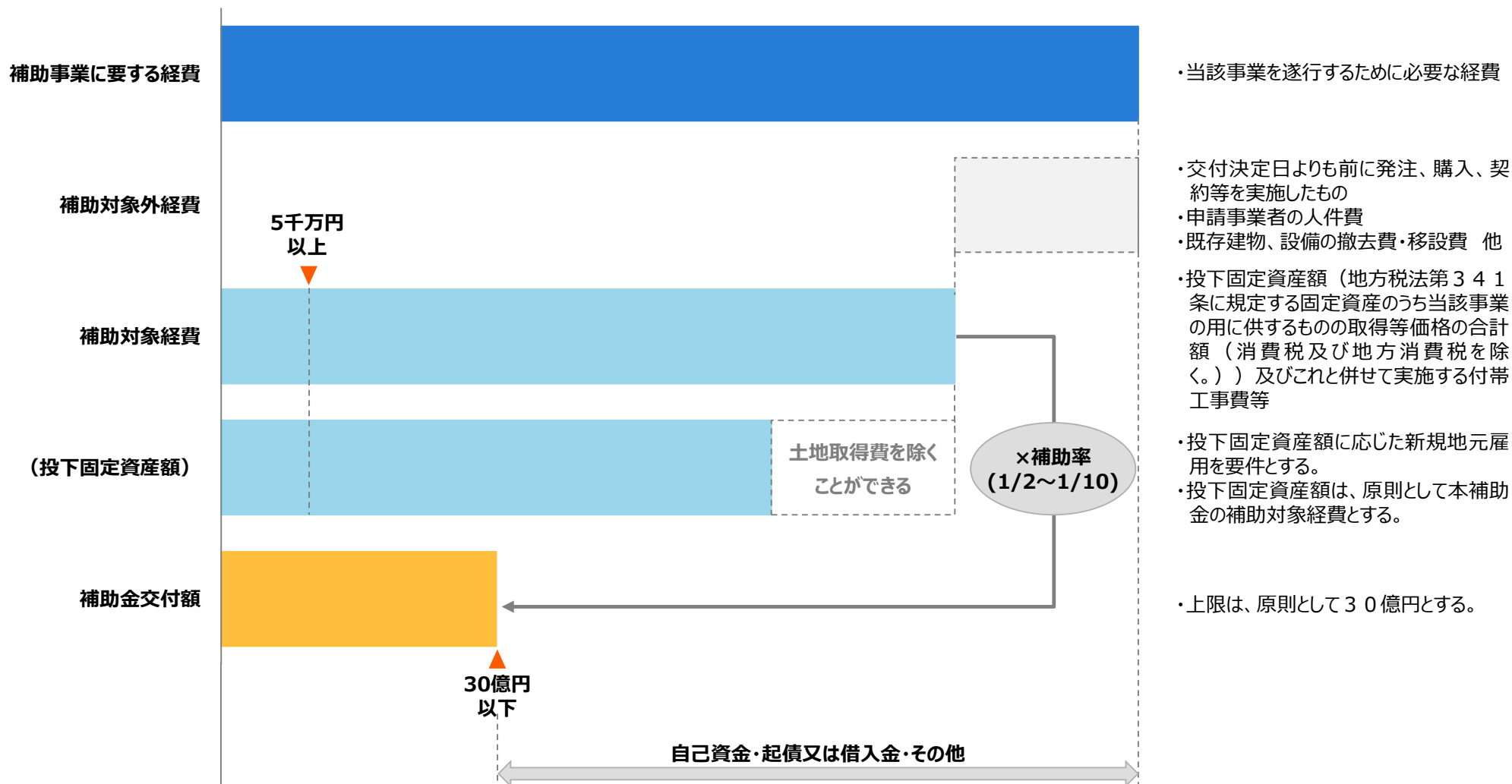
3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

### 補助事業に要する経費と交付額の関係



# 3. 採択の審査

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. お問い合わせ先

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

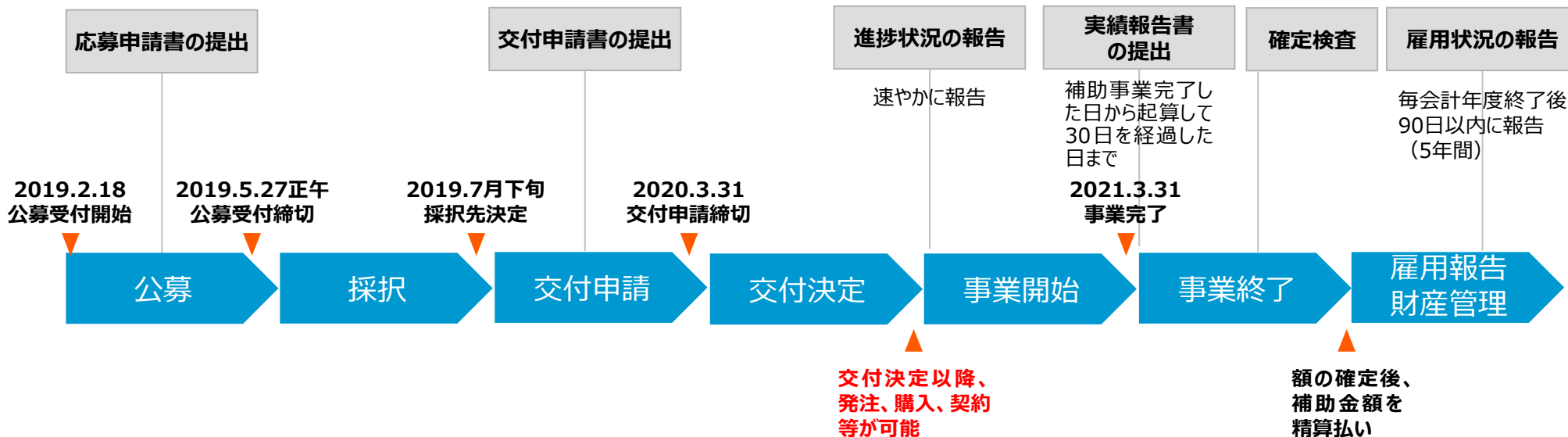
## 審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査（必須項目）	補助対象要件	補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) 補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	補助事業者としての適格性	応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか
	補助事業の実施体制	応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか
事業内容に関する審査（加点項目）	支援の必要性	被災の程度が大きく、復興が遅れている地域（市町村）への立地を優遇
	投資計画の熟度	企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか
	事業の将来性	将来性のある事業となっているか
	雇用創出効果	雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか
	地域経済における重要度	地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか
	被災地への貢献度	被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業となっているか
立地する県の知事の意見書	-	上記の審査に当たっては、立地する県の知事から提出される意見書を踏まえて行う

本事業は、「雇用創出効果」、「地域経済における重要度」、「被災地への貢献度」等を重視しており立地する県及び市町村の理解と協力を得ることが重要であること、採択の審査は、知事から提出される意見書を踏まえて行われることにかんがみ、**立地する県への事前相談を行い、理解と協力を得ることを強くお勧め**します。



# 4. スケジュール



## ・公募受付締切

本補助金に応募されたい方は、5月27日（月）正午まで【必着】に応募申請書をご提出下さい。

## ・審査結果の通知

決定後、事務局から速やかに郵送で通知します。

## ・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

## ・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

## ・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができます。

## ・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、2021年3月31日（水）までに、事業完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう）して下さい。

## ・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

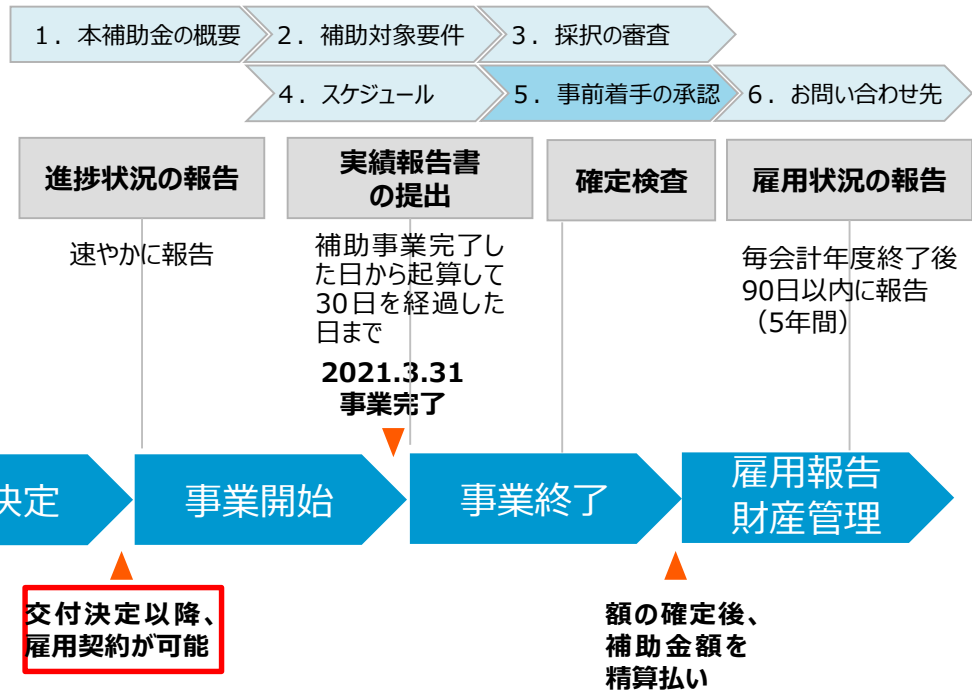
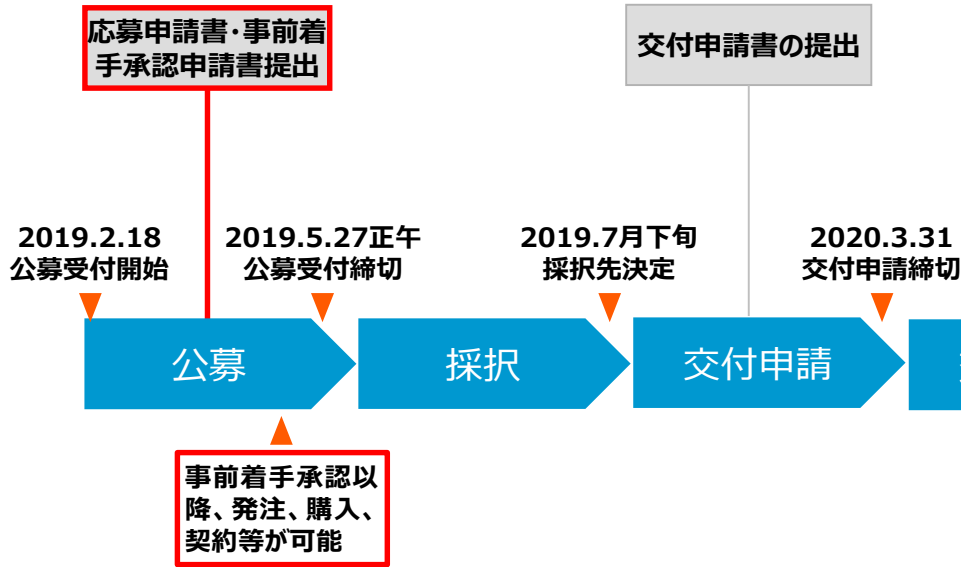
## ・雇用状況の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る雇用の状況について、本事業の基金設置法人である一般社団法人地域デザインオフィスに報告しなければなりません。

※交付申請受付期間及び本事業実施期間は、本公募で採択される事業に適用されるものであり、本補助事業の過去公募において採択された事業には適用されません。



# 5. 事前着手の承認



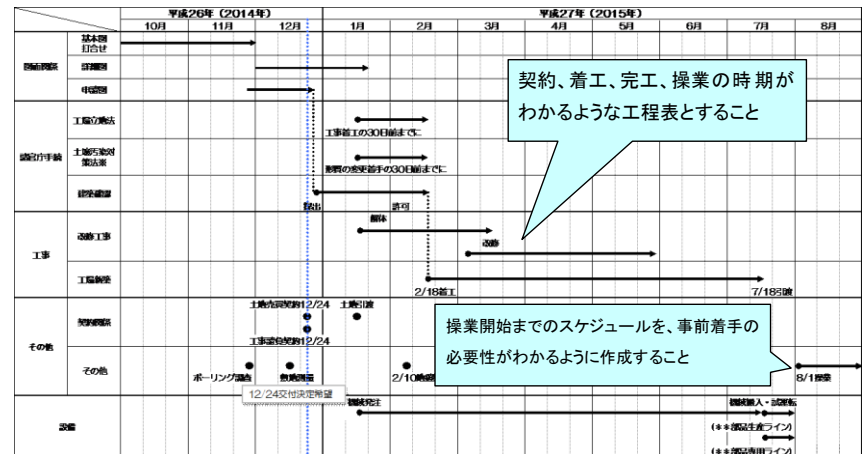
## 事前着手の趣旨

- 補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないこと等によって、**企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合に合理的根拠を有する工事等の期間内での事前着手を承認する場合があります。**

## 注意事項

- 応募申請書と事前着手承認申請書は**同時に提出**します。
- 承認を受けた場合、**承認日以降から交付決定日までに発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象**とします。
- 事前着手承認された場合であっても、**補助金の採択を約束するものではありません。**
- 事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。**

(工事計画の例) ※交付決定前に着手する必要があることが分かる必要があります。



# 6. お問い合わせ先

1. 本補助金の概要   2. 補助対象要件   3. 採択の審査  
4. スケジュール   5. 事前着手の承認   6. お問い合わせ先

区分	機関名	連絡先	本事業の趣旨について	応募申請にかかる事前相談について	復興計画、企業誘致計画等について	その他事業全般について(記載方法等)
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 TEL:03-3501-1677 FAX:03-3501-6270	○			
立地する県を所管する経済産業局担当課	東北経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 地域経済部 東日本大震災復興推進室 TEL:022-221-4813 FAX:022-265-2349	○	○		
	関東経済産業局	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館 地域経済部 企業立地支援課 TEL:048-600-0273 FAX:048-601-1293	○	○		
基金設置法人	(一社)地域デザインオフィス	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-13 神保町M Fビル3階01号室 TEL:03-5212-4553 FAX:03-5212-4554	○			
立地する県の企業立地担当課室	青森県	〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 青森県商工政策課 TEL:017-734-9366 FAX:017-734-8106		○	○	
	岩手県	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県ものづくり自動車産業振興室(企業立地推進担当) TEL:019-629-5562 FAX:019-629-5569		○	○	
	宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県産業立地推進課 TEL:022-211-2732 FAX:022-211-2739		○	○	
	福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県企業立地課 TEL:024-521-8523 FAX:024-521-7935		○	○	
	茨城県	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県産業立地課 TEL:029-301-2036 FAX:029-301-2075		○	○	
事務局	みずほ情報総研(株)	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部(「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局」担当) TEL:03-6826-8611 FAX:03-6826-5060				○